

様式第2号(第6条関係)

家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書

熊谷市家庭用防犯カメラ設置補助金の交付を受けて設置する防犯カメラの運用に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 隣接する公共空間から見やすい位置に、防犯カメラを設置していることを表示します。
- 2 撮影したデータは外部に流出することのないよう、その取扱いには細心の注意を払い、撮影したデータの不必要な複製や加工は行いません。
- 3 撮影したデータ及び撮影したデータから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、他人のプライバシーを侵害することのないようにします。
- 4 撮影範囲は、自身の自宅の敷地内とし、やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前に説明を行い、同意を得た上で設置します。
また、次の各号に該当する場合を除き、第三者への開示又は提供は行いません。
 - (1) 裁判官が発する令状や、法令に基づく文書による照会があった場合
 - (2) 個人の生命や身体、財産を保護するため、緊急の必要性がある場合
- 5 設置する家庭用防犯カメラは、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 6 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応し、近隣住民等との紛争が生じたときは、責任をもって解決に当たります。

熊谷市長 小林 哲也 宛

年 月 日

氏名(自署)_____